

# 福井市にぎわい交流施設

(1F屋根付き広場、3F多目的ホール)

## 利用の手引き



# 1 にぎわい交流施設の概要

## 1) 施設概要

### 【屋根付き広場】

- ◆場所：福井市中央1丁目 福井駅西口再開発ビル「ハピリン」北側
- ◆利用方法：飲食イベント、パフォーマンス、物品販売、展示など
- ◆貸出エリア面積：約 630 m<sup>2</sup> (約 37m×約 17m)
- ◆設備等：大型ビジョン、電源、ガス栓、給排水 他
- ◆通行を行う方への配慮等、公共空間活用への配慮が必要です



### 【多目的ホール】

- ◆場所：福井市中央1丁目 福井駅西口再開発ビル「ハピリン」3F
- ◆利用方法：伝統芸能、式典、講演会、発表会、パーティーなど
- ◆ホール本体面積：能舞台利用 約 520 m<sup>2</sup> (最大、客席)  
ステージ・フロア利用 約 420 m<sup>2</sup>
- ◆他施設：伝統芸能練習室、和室、パントリー、リハーサル室 等



## 2) 利用時間

- ・各施設の利用時間（入退室、搬入出、片付け等含む）は次のとおり原則 **9時～22時**となります。

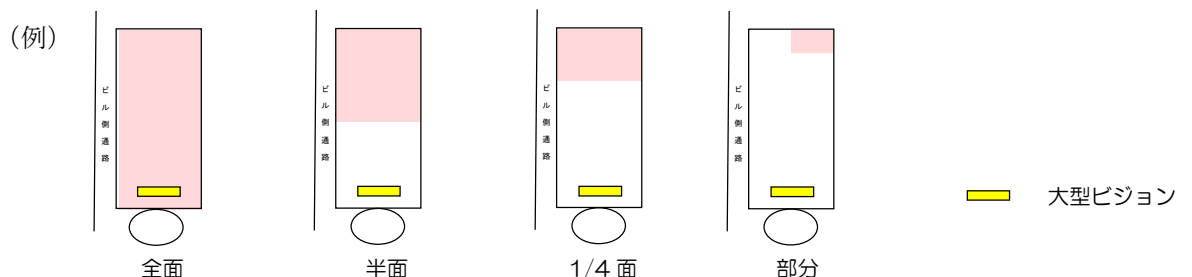
	時間区分1	時間区分2	時間区分3
屋根付き広場	9～13時	13～18時	18～22時
多目的ホール	9～12時	13～17時	18～22時

- ・利用時間以外でのご利用については、ご相談ください（時間区分外料金が発生します）。
- ・搬入出、リハーサル、撤去等についても原則上記の時間内に行ってください。但し、上記時間外での設営・撤去等を行われたい場合は、事前に協議が必要となります。また、時間区分外料金が発生します。
- ・複数日に渡るイベント等で、公共空間の占有（例：テントブースなどを複数日設営したまま）が必要となる場合は、事前に協議が必要となります。

## 3) 利用形態

### 【屋根付き広場】

- ・全面利用、半面利用、4分の1面利用、部分利用(1 m<sup>2</sup>より)の4パターンで利用することができます。



※半面利用、4分の1面利用、部分利用の場合、同時に2つ以上のイベントが重なることがありますので、イベント実施時に他方の搬入出・設営・撤去等が行われる場合があります。

歩行者導線や搬入出の方法、相互のイベントによる賑わいの相乗効果創出等について、施設スタッフが施設利用者（利用申請を行う方。以下、「利用者」という。）と協議・調整を行う場合があります。

### 【多目的ホール】

- ・能舞台利用、ステージ利用、フロア利用の3パターンで利用することができます。

多目的ホール 基本パターンと人員

	パターンA:能舞台部分利用時	パターンB:ステージ利用	パターンC:平土間利用
平面図			
客席	240席	240席	420㎡
断面図			
平・断面図			432席

## 4)料金

- ・施設利用料金(以下、「利用料金」という。)及び備品等使用料金は、別紙の「福井市にぎわい交流利用料金一覧表」でご確認ください。
- ・利用料金は原則前納していただきます。
- ・利用料金のうち、「時間区分外」については料金一覧表に定める時間区分以外での1時間当たりの料金です。

例) 広場を9時～15時まで利用→時間区分「午前」+時間区分外「2時間」

また、原則利用時間(9時～22時)外での利用の場合にも発生します。

- ・屋根付き広場の4分の1面以上と多目的ホールの本体を同じ時間区分で利用する場合は、**利用料金を10%割引**いたします。但し、一方の施設を同じ時間区分を超えて利用する場合は、同時に利用した時間区分のみが割引の対象となります。

例) 屋根付き広場を全日全面利用 (9時～22時・13時間) + 多目的ホールを午前利用 (9時～12時)

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
屋根付き広場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
多目的ホール	■	■	■	△	□	□	□	□	□	□	□	□	□

↑ 割引が適用される時間区分 (9時～13時)

$(\text{広場全面利用料金} \times 4 / 13 \text{ (9時～13時)} + \text{ホール午前利用料金}) \times 90\%$

$+ \text{広場全面利用料金} \times 9 / 13 \text{ (13時～22時)} = \text{利用料金}$

- ・上記の10%割引は屋根付き広場の部分利用、多目的ホール本体以外の諸施設のご利用には適用されません。
- ・備品等使用料金 (備品、冷暖房、ガス・水道・電気) は原則当日清算となります。
- ・屋根付き広場利用時のガス、水道、電気の使用に関しては別途定める額をお支払いいただきます。
- ・多目的ホール利用時に冷暖房を使用した場合、**利用料金の20%**にあたる額をお支払いいただきます。

**施設利用にかかる費用 = 利用料金 (施設利用分、前納) + 備品等使用料金**

### 5) 連続利用

- ・多くの方にご利用いただけるように、施設の連続利用は原則**最大5日間まで**となります。
- ・ただし、5日間以上の利用が望ましいイベント等については協議させていただきます。

### 6) 設備の使用

#### 【屋根付き広場】

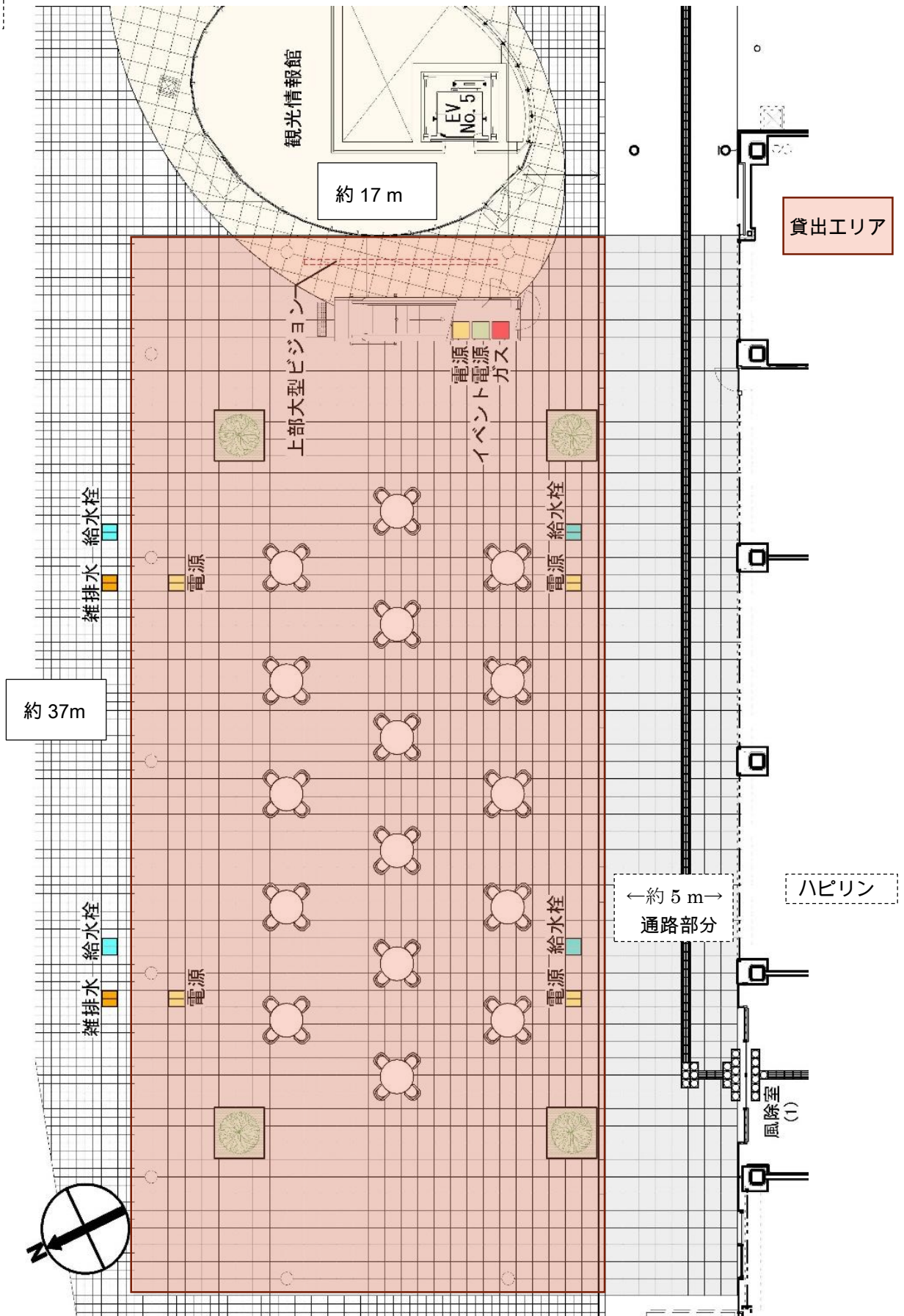
- ・屋根付き広場には都市ガス、電源、給水、雑排水設備が整備されています。
- ・イベントを行うに当たってこれらの設備を使用される場合には、事前に打ち合わせが必要となります。

【使用可能な設備の概要】 ※配置図は次ページに記載

	設備		箇所
	仕様	容量	
都市ガス	ガス種: 13A	最大流量 3 m <sup>3</sup> /h	1
仮設電源 (電源盤)	3相 200V	最大 200A	1
電源 (コンセント)	単相 100V×3	最大 20A/コンセント	5
給水			4
雑排水			2

屋根付き広場貸出エリア及び設備配置図

↑ JR 駅



※図中のテーブルや植栽は配置例として記載しているものです

※屋根付き広場周辺のトイレはビル 1F、または JR 福井駅北側にごございます

## 7) 施設利用にあたっての設備の利用、備品等の使用・設置・撤去等について

- ・設備の利用、貸出備品等の設営・撤去については利用者自身で行ってください。大型ビジョン（屋根付き広場）や照明、音響設備、備品等の使用方法と保管場所については、施設スタッフがお知らせします。
- ・多目的ホールの能舞台～ステージ～フロアへのレイアウト変更と自動座席の設定は施設スタッフが行います。
- ・設営等をご依頼いただく場合は、別途料金がかかります。

## 8) 施設利用の制限

### ・利用の不承認について

以下の場合、施設の利用申請に対し、その承認を致しかねます。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 施設等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営上支障があるとき。

### ・施設利用者の遵守事項

- (1) 利用の承認を受けた利用内容を変更し、又は利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の承認の際に付した条件に違反しないこと。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 施設等を汚損し、又は破損しないこと。
- (6) 利用の承認を受けた施設等を転貸し、又は当該利用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。
- (7) 利用の承認を受けないで、特別の設備等を設け、又は特殊な物件を搬入しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

### ・利用承認の取り消し

以下の場合、利用の承認を取り消すことがあります。また、下記(1)～(3)の理由による承認取り消しによって利用者が損害を受けても、福井市及び指定管理者は賠償の責めを一切負いません。

- (1) 利用者が福井市にぎわい交流施設の設置及び管理に関する条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。
- (4) 災害その他の緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体が施設を利用するとき。
- (5) 工事その他施設の維持管理上やむを得ない理由により施設等を利用することができなくなったとき。

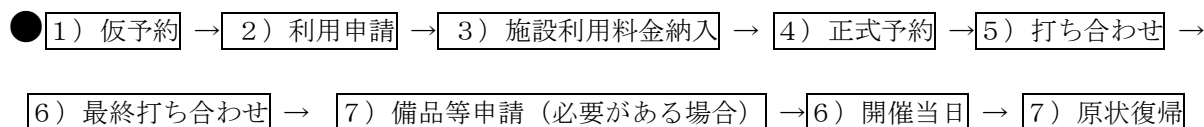
## 9)管理責任、免責及び損害賠償

- ・利用期間中に施設において発生した事故については、利用者自身のみならず関係業者や入場者の行為であっても、故意過失を問わず施設は一切の責任を負いませんので、事故防止には万全を期してください。
- ・利用期間中に施設及び設備・備品等を損傷または紛失した場合は、利用者にその損害額を賠償していただきます。
- ・利用期間中に利用者が持参した物品または現金ならびに貴重品については、利用者側の責任において管理し、施設はその損害を賠償しません。
- ・利用の承認を受けた方の責めに帰することのできない事由（天災※注や公益上やむを得ない事由が生じた場合）によって利用不能となった場合は、納入済の利用料金を全額又は一部還付いたします。  
※注）地震・台風・雷・洪水など自然現象による災難。通常の雨天時等は対象となりません。
- ・上記以外の事由により、イベントの開催が中止となった場合は、納入済の利用料金は原則還付せず、施設は一切の責任を負いません。

## 10)関係法令の遵守

施設を利用する場合は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、食品衛生法など）を遵守してください。また、関係行政機関との調整や許可・届出等が必要になる場合は、利用者側で必要な手続きを行い、最終打ち合わせまでに許可証、届出済証等の写しを提出してください。

## 2 利用申込 及び 利用までの流れ



### 1) 仮予約について

#### 【仮予約の受付開始日】

- (1) 「屋根付き広場の全面利用 or 半面利用、多目的ホールのホール本体」は利用希望日の1年前の月の初日より
- (2) 「屋根付き広場の4分の1利用 or 部分利用、多目的ホールのホール本体以外の諸施設（リハーサル室等）」は利用希望日の3か月前の月の初日より

※初日・・・通常は毎月1日です。1日が土日祝日（以下、休日）の場合はそれ以降の初めての平日となります。

#### 【仮予約の方法】

- ・施設のホームページや福井市にぎわい交流施設パンフレット等を参考に、利用したい日・時間区分・利用区分の空き状況を電話にてご確認ください（下記ホームページで予約状況を確認できますが、予約状況の反映には時間差があります）。
- ・ご希望の日程が空いていた場合、電話による受付にて、当該イベントに要する日程の仮予約が可能です。ただし、上記の仮予約の受付開始日（1）の場合のみ、仮予約受付開始日の受付方法は一部異なります（下記の【仮予約受付開始日の仮予約方法】をご覧ください）。

※予約可能日は平成28年5月9日から現在より1年後の月の分までです。

#### 【仮予約受付開始日の仮予約方法（仮予約の受付開始日（1）の場合のみ）】

- ・仮予約を希望される方は**午前8時半～9時の間**にまちづくり福井までご来社ください。ご来社順に受付いたしますが、複数のお申込があった場合は、抽選により仮予約者を選定します。ただし、午前9時までにお越しただけない場合は抽選に参加できません。
- ・午前10時以降は、お電話にて順次受け付けます。

◆利用申込専用電話：0776-20-2901 にぎわい

◆指定管理者予定者まちづくり福井ホームページ：<http://www.ftmo.co.jp/>

（ホームページ内メニューより「にぎわい交流施設専用ページ」を参照）

### 2) 利用申請について

- ・仮予約後、**1ヶ月以内に申請書**（様式1 福井市にぎわい交流施設利用申請書）に添付書類を添えて提出してください。申請書はまちづくり福井ホームページでダウンロードすることができます。また、直接まちづくり福井へご来社いただき記入することも可能です。



- ・仮予約から1ヶ月を経過しますと、仮予約が取り消しとなりますのでご注意ください。

※添付書類 (1)利用時間区分表 (2)誓約書 (3)企画書、チラシ等のイベント内容の分かるもの

- ・申請内容確認後に承認書、請求書をお送りします（承認書の発行をもって正式予約となります）。
- ・承認書はイベント等の実施日等に提示を求める場合がありますので、大切に保管してください。

### 3)施設利用料金の納入について

- ・請求書に記載された納入期限までに請求額をご持参、または記載されている銀行口座にお振込みください。
- ・納入期限までにお支払いいただけない場合は、利用の承認及び予約を取り消します。
- ・お支払いは原則前納となっております。社内の会計規定などのご都合により期限日までにお支払いができない場合は事前に後払い申請書（様式3 福井市にぎわい交流施設利用料金後払い申請書）を提出してください。

### 4)正式予約について

- ・納入確認後に仮予約が正式予約となります。
- ・正式予約後は、一部の変更や取消を行った場合、キャンセル料が発生しますので、ご注意ください。

### 5)打合せについて

- ・できるだけ早い段階からの打合せをお願いします。
- ・設営・撤去を含めた当日のスケジュール、会場図、備品等使用申込書（様式8 福井市にぎわい交流施設設備品等使用申込書）をご持参下さい。また、イベント等の計画の内容は、打合せの内容によって、ご希望に添えないこともございますので、後に計画の変更も考慮の上、ご検討ください。

#### 【福井市にぎわい交流施設の厳守事項】

- ・屋根付き広場貸出エリア及び設備配置図（2P）にある貸出エリアをお守りください。
- ・他施設の前に迷惑となるようなものを置かないようにするなど、周辺施設へ配慮した会場設置をしてください。また、煙や臭い、騒音等の周辺環境に大きな影響を及ぼすと考えられるものの設置等にご遠慮いただく場合がございます。
- ・設営・撤去時の車の乗り入れについては、打合せ時にスタッフと協議してください。
- ・周辺施設へ配慮し、音楽やアナウンスなどの音が生じるイベント時には適正な音量で機器を使用してください。
- ・発電機を持ち込まれる場合には遮音処理を行ってください。
- ・スピーカー、パワーアンプを増設する場合は事前にご相談ください。
- ・トイレ等、施設外であっても、イベント参加者により汚された場合は清掃をしてください。
- ・事務所などのお荷物のお預かりはできません（3Fパントリー等を利用し、主催者の責任において荷物置き場にお使いいただくことができます）。

## 6)最終打合せについて

- ・最終の打合せは**イベント当日の2週間前まで**にお願いします。
- ・それまでの打合せ内容を踏まえたイベントスケジュール、会場図、備品等利用申込書をお持ち下さい。
- ・当日の**入り時間、搬入・搬出の流れ、設営・撤去の流れ、イベント開催時の流れ**を確認します。

## 7)備品等の申請について

- ・イベントの内容により、備品等を使用する場合は、**備品等使用申込書**（様式5 福井市にぎわい交流施設 備品等使用申込書）でお申し込みください。
- ・料金はイベント開催日に使用実績を確認の上、請求いたします。
- ・備品の設置・撤去等については、利用者が全て行ってください。
  - (1)備品 施設の備品は申込書に使用する備品等の数量を記載してください。  
但し、イベントが重なる場合、使用できないことがありますのでご了承ください。
  - (2)冷暖房 冷暖房を使用される場合は、利用料金の20%にあたる額をお支払いいただきます。
  - (3)大型ビジョン 大きさは約300インチで、イベントの様相やイメージ映像等を流せます。

## 8)開催当日について

- ・開催当日は**打合せで決めた時刻までにお越しください**（施設スタッフは事務所で待機しています）。
- ・施設スタッフは原則貸出業務のみを行い、**備品等の設置・撤去等は利用者自身で**お願いします。
- ・打合せ時にご説明いただけなかったことは当日お断りすることがございます。

### 【設営・撤去についての厳守事項】

- ・屋根付き広場のご利用の場合は、イベント参加者に加え、通行人、待合人の安全を最優先にしてください。
- ・屋根付き広場は禁煙ですので、イベント参加者の方々への周知徹底をしてください。
- ・電源BOXやガス栓の蓋を空けたままにする、又は空けた蓋を放置することは絶対にしないでください。
- ・障害物になりえる危険物を人が通る場所、もしくはその可能性がある場所に放置しないでください。
- ・電源コードなどは足が引っかからないように必ず養生してください。
- ・テントなどの吹き飛ぶ恐れのあるものには必ずおもりを置いてください。
- ・ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・運搬の際には床面、及び壁面等を傷つけないよう、注意して運搬してください。

## 9)原状復帰について

- ・ご利用後は**原状復帰（ゴミの持ち帰り、汚れた床などの清掃、備品等の返却等）**をしてください。
- ・備品等を破損した場合はその代金を弁償していただきます。
- ・撤去完了後、原状復帰の最終確認をさせていただきます。

## 10)利用内容の変更について

- ・利用申請を行い、承認を受けたイベント等について、その内容を変更したい場合は、利用変更・取消申請書（様式2 福井市にぎわい交流施設利用変更・取消申請書）に添付書類（既に承認を受けている利用承認書）を添えてご提出ください。
- ・変更申請の内容確認後、変更内容に問題がない場合は、承認書をお送りします。
- ・利用面積の拡大や利用時間の延長などの変更をする場合は、**追加料金が発生**します。
- ・利用面積の縮小や利用時間の短縮などの変更をする場合は、既に納入された利用料金との**差額を一部返還**します。
- ・変更について詳しくはご相談ください。

## 11)利用予約のキャンセル(利用の取り消し)について

- ・正式予約後にキャンセルする場合は**利用変更・取消申請書**（様式2 福井市にぎわい交流施設利用変更・取消申請書）を提出してください。
- ・正式予約後にキャンセルを行った場合、下記のとおり前納いただいた**利用料金を一部返還**しますので、**利用料返還申請書**（様式4 福井市にぎわい交流施設利用料金返還申請書）を提出してください。
- ・後払いで利用料金のお支払前の場合は**キャンセル料**が発生します。
- ・下記(2)(3)の期日後に**キャンセルを行った場合には利用料金の返還はありません**。後払いの場合のキャンセル料は利用料金の全額となります。
- ・利用者の責めによらない理由により利用することができなくなった場合は利用料金を全額返還します。

(1)利用日の**60日前まで**に、その利用のキャンセルを申し出た場合

対象施設：**全施設**

返還額：利用料金の**70パーセント**に相当する額

(2)利用日の**30日前まで**に、その利用のキャンセルを申し出た場合

対象施設：**屋根付き広場又は多目的ホールのホール本体**

返還額：利用料金の**50パーセント**に相当する額

(3)利用日の**7日前まで**に、その利用のキャンセルを申し出た場合

対象施設：**多目的ホールの諸室（リハーサル室等）**

返還額：利用料金の**50パーセント**に相当する額

(4)利用承認の内容の変更の承認を受けた場合で、既に支払われた利用料金に過払額が生じたとき

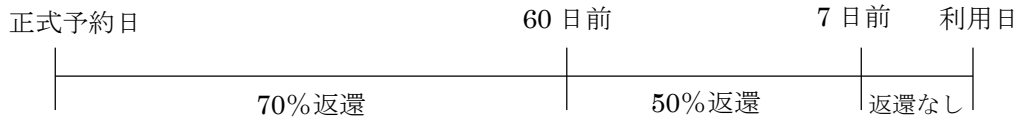
対象施設：**全施設**

返還額：その過払額に相当する額

<屋根付き広場と多目的ホール（ホール本体）>・・・(1)、(2)



<多目的ホールの諸室（リハーサル室等）>・・・(1)、(3)



12) イベント業務の受託について

- ・施設を利用したイベント全体、またはイベントの一部（舞台運営、音響等）についての業務を承ります。
- ・受託が可能な業務とその内容についてはご相談ください。

**【福井市にぎわい交流施設】**

所在地：福井県福井市中央1丁目地係  
(JR福井駅西口「ハピリン」内)

利用申込専用電話：0776-20-2901

専用ホームページ：右記ホームページメニューより

<指定管理者予定者> まちづくり福井株式会社

〒910-0006

福井県福井市中央1丁目4-13 響のホール6F

TEL：0776-30-0330 FAX：0776-30-0505

HP：http://www.ftmo.co.jp/ e-mail：ftmoin@ftmo.co.jp

※記載内容については修正・変更をする場合があります。最新の内容はホームページにてご確認ください。